

〔紹介〕

Lucius Calfisch, La Protection des Sociétés Commerciales
et des Intérêts Indirects en Droit International Public,
Martinus Nijhoff (La Haye), 1969, 287p.

川 岸 繁 雄

外交的保護の観念は、国際法思想史の上では、近代統一国家成立以後の比較的新しい時期、つまりグロテイウス(H. Grotius)の後約一世紀近く経たヴァッテル(E. de Vattel)において初めてみることができるとされている。ヴァッテルはその著書「国際法、すなわち諸国民と諸主権者の行動および事務に適用される自然法の諸原則」第二巻第六章において、主権者が国民に対する侵害を国家に対する侵害として復讐し得れば完全な賠償を為さしめるか処罰するかしなければならぬ、と述べている。このような外交的保護制度は、その成立当初において、個人の身体または財産の保護手段として国際法上の重要な制度であった。しかしその後、国際経済

取引の急激な拡大、とりわけ国際投資の増大と共に、この外交的保護は個人以外の会社などの法人保護の典型的な手段となるに至った。そして、今世紀に入って漸く、国際連盟主催の下に行われた国際法典編纂事業の一環として会社の外交的保護の問題が検討され、会社の国籍と保護に関する報告書が専門委員会から連盟理事会に提出された。然るに、この法典化は成功をみぬまゝに終り、今日、この問題は国際法において甚だ論議の多い問題の一つとなっている。さらに、この会社の外交的保護とは別に、会社に投資された資本の所有者としての株主や会社の債権者の保護が一般国際法において認められるか否かも、大いに問題とされているところである。

例えば、本書が上梓された一九六九年、国際司法裁判所に係争中であつたバルセロナ・トラクシオン (Barcelona Traction, Light and Power Co., Ltd.) 事件において、第三国の国籍を有する会社の自国民株主に対する外交的保護が一般国際法において認められるか否かが問題とされた。

本書は、その序文においてグゲンハイム (P. Guggenheim) 教授が指摘しているように、そうした会社や株主ならびに債権者の外交的保護に関する数少ない研究の一つである。著者は、本書において、会社の法人格の国際法上の効果と制限という視点から、外交的保護ならびに国際責任の分野において会社や株主の利益がどのような役割を果しているか、換言すれば会社や株主の利益がどの程度国際請求の対象となり得るかを考察している。

本書は次のように構成されている。

第一部 序論。第一章 会社の法人格。第二章 国際責任と外交的保護。第二部 会社の外交的保護。第一章 条約上の会社の「国籍」と外交的保護。第二章 慣習国際法上の会社の外交的保護。第三章 慣習国際法上の会社の「国籍」。第三部 間接利益の保護。第一章 被請求国の会社における外国構成員の間接利益。第二章

被請求国や請求国以外の会社における外国構成員の間接利益。第三章 社員または株主の資格。第四章 会社の外国債権者の間接利益。結論。

以下、本書の内容を特に興味ある箇所を中心にできる限り詳細に紹介することとする。

序論としての第一部は、会社の法人格と国際責任ならびに外交的保護の二章からなっている。第一章において、先ず著者は、会社の国際法上の定義に関して、会社が一般に人的会社と物的会社に分けられるが、会社の存立が国内法令によらしめられているために、国際法上の画一的な定義を定式化することが不可能である、としている。

かゝる会社は法人格を有するが、従来、この法人格については、学説上、法人実在説と法人擬利説の二つがある。然るに、著者は第三の学説としてケルゼン (H. Kelsen) の法人格説を挙げ、会社の法人格を会社の権利・義務と同一視している。すなわち、法人格は実体に与えられる権利・義務の人格化された表現であり、この人格は実体が法秩序によって与えられる権利・義務の程度に依存する。したがって、法人格の概念は相対的であり、その内容は法秩序によって特定の实

体に付与される権利・義務によるものである。このように法人格をみるならば、実体がある分野において法人格を有するが、他の分野においては法人格を与えられないことも可能である。例えば、スイス法令における合名会社のように、ある実体は一般に法人格を有しないと主張されるけれども、かゝる合名会社も若干の権利・義務の主体たり得ることが認められる。

前述のように、会社の法人格がそれに与えられる権利・義務と同一視されるならば、この現象の説明は容易になる。つまり、合名会社は、国内法令によって権利・義務を付与されている限りにおいて、法人であると言い得ることになる。このケルゼンの法人学説においては、会社の法的能力が法人格から由来するのではなく、逆に、法人格は実体に付与される権利・義務を包摂する比喩的な表現に過ぎないこととなる。

第二章においては、国際責任と外交的保護の關係が考察されている。まず、著者は、国際法を定義し、国際法とは国家や国際組織といった「直接主体」に対して特定の行為を規定する法秩序である、としている。そして、この国際法に反する主権国家の行為がたとえ国内法的に適法であっても、一定の要件がみたされなるときには国家が当然に国際責任を負わ

なければならぬという事実にも示される如く、国際法秩序は、国内法秩序との關係において優越している。

そのような国際責任の要件としては、(一)国家に対する国際違法行為、(二)かゝる国際違法行為によって国家が受けた損害の实在、(三)国際違法行為と損害との間の十分なる因果關係が挙げられる。この国際違法行為には、著者によれば、国家の権利を直接に侵害するときの国際法の直接侵害と、外国人を国際法上の確立された標準にしたがって処遇しないことによって他の国家の権利を侵害するときの間接侵害の二つが考えられ、後者については、国際法上、国家は外交的保護を發動し、加害国に対して損害賠償を請求することができる。

かゝる外交的保護に基く国際請求が受理され得るためには、とりわけ、損害を受けた個人が請求国の国籍を有し、しかもこの国籍は被請求国に対して対抗し得るものでなければならぬ。したがって、国籍の決定は、原則として請求の本案、すなわち国際違法行為の問題よりも先に審理されなければならない先決問題である。この国籍については、条約に別段の規定がない限り、国際法は原則として国内法に依る。しかし、これに関する国家の権限は無制限ではなく、前述の如く、個人に対して与えられる国籍は、他の国家に対抗し得るもので

なければならぬ。

請求国の国籍の次に問題となるのは、国際責任に関する実質的要件、特に、被請求国が外国人の地位に関する国際法規則違反の責任を負うか否かの問題である。この国際法規則とは何か。著者によれば、一般国際法上、国家は外国人に対して少なくとも内国人に対すると同程度の保護を与えなければならぬ。そして、このようにして外国人の経済的利益が国際法上保護されるが、国内法に基いて与えられた外国人の法的能力または権利が国内的にも裁判機関によって保証されなければならぬ。つまり、その権利の尊重を確保し得るために、外国人は自由に国内裁判所に出訴し得なければならぬ。このような条件を欠くとき、国家は、いわゆる裁判拒否として、当然に国際法上の責任を負わなければならない。そして、さらに、たとえかゝる出訴権が外国人に認められているとしても、裁判が外国人なるがゆえに明らかに不当である場合にも、やはり実質的な意味での裁判拒否として、国家は国際法上責任を負わなければならない。

以上の諸原則が会社に対しても等しく適用され得るか否か。換言すれば、会社も国際法の間接主体として認められるか否か。これらの問題は、国際請求の受理可能性の問題、すなわ

ち会社がそれ自体として自国政府の外交的保護を受けることができるか否かの問題にかゝっている。

第一部は会社の外交的保護についてであり、国際法上、国家が会社のために外交的保護を發動し得るか否か、またかゝる外交的保護が發動され得る場合の程度の問題が考察される。その第一章において、著者は、条約上、人的会社の間接主体性の解決方法がさまざまであるが、一般的に言って、会社が国際法上の間接主体として外交的保護を与えられている、と述べている。そして、会社の国籍決定の基準として、条約上では、設立登記地、本店所在地、営業中心地、住所地「国籍」およびコントロールの基準が用いられている。このうちコントロールの基準は、平和条約の他、スイスが締結した補償条約にしかみることができないが、著者によれば、スイスが締結した補償条約にかぎり、コントロールの基準は会社の国際法上の国籍と保護を会社資本の出所によらしめているスイスの実行によるものである。しかし、そのような例外的な規定は別にして、条約上では一般に、会社の「国籍」がその帰属の連繫として用いられている。そして、このことは人的会社についても妥当する。

条約上、かゝる会社の国籍を決定する方式としては、(一)国

籍決定の基準が条約において具体的に明示されず、一般国際法によらしめられる、(二)国籍決定の基準が条約において明示され、例えば設立登記地、本店所在地または両者の結合によって決定される、(三)国籍決定が国内法によらしめられる、(四)以上のいずれかの方式に加えて、資本の出所によって決定される国籍のみが対抗力を有するとし、例えばコントロールまたは会社資本への優越的もしくは実質的な参加が必要とされる、方式が用いられている。そして、この財政的な基準は、時として否定的または二者択一的に、あるいは補充的なものとして考えられている。

このようにして、著者は、条約の分析から、会社の国籍と外交的保護に関する慣習国際法規則の存在を明らかにすることが不可能である、としている。

第二章において、先ず、著者は、国際慣行上、会社のために提出される請求が国際法において受理され得ることが認められている、と述べている。この点、バルセロナ・トラクション事件においても、カナダ国籍の会社の株主としてのベルギー国民の間接利益に対する国際法上の保護は別として、少なくとも会社に対する国家の外交的保護権については争われなかった。そして、著者は、この点について仲裁判決や国家

の実行もほぼ一致しているのみならず、また学説においてもこの原則がほとんど認められている、と述べている。

人的会社に関しては、大陸法の人的会社と英米法のパートナーシップとが区別される。そして、前者については、会社の帰属する本国が一般にその権利を主張し得るのに反して、後者については、会社に対して法人格が認められていないため外交的保護が与えられていない。学説上も、人的会社が一般的に外交的保護を与えられるとする説と、人的会社の法人格を会社の設立された国の国内法令によらしめる説とに分れている。著者は、折衷説をとり、法人格を与えられていない人的会社についても、国籍を有するかぎりにおいて、外交的保護を認めようとしている。そして、このような解決方法が結果的には外交的保護を過度に認めることになるという批判に対して、著者自身は、この解決方法が請求の受理可能性に関する問題であって、請求の本案にかゝる問題ではない、としている。

次に公法上の法人について、今日の通説によれば、国家や公法人の統治行為は裁判管轄権および強制執行を免除されるのに反して、その管理行為についてはかゝる免除が認められていない。外交的保護の関連で問題となるのは公法人の管理

行為およびそれに基いて取得される権利であるが、一般的に
いって、国家の關係する会社が外国において管理行為に基い
て取得した権利は外交的手続によって保護され得る。例えば、
アングロ・イラニア石油会社 (Anglo-Iranian Oil Co.) 事
件の口頭弁論において、英国政府が同会社の株主としてこの
事件を国際司法裁判所に付託したのでない旨が強調されたよ
うに、このことは国際慣行においても認められている。

第三章において、著者は慣習国際法上の会社の国籍の問題
を検討している。この点、国際慣行においてもまた学説にお
いても、物的会社および人的会社の国籍は、それが問題とさ
れる国の国内法令によって決定されている。しかし、著者に
よれば、この国籍は、設立登記地、本店所在地、營業中心地、
コントロール、その他最少限の実効性を有する基準のいずれ
かに基くかぎり、第三国に対して対抗することができる。し
かし、会社の国籍が設立登記の基準によって与えられる場合
には、その国籍は会社を直接または間接にコントロールして
いる国民の本国に対して対抗し得ないこととなる。この点、
立法論の見地よりすれば、(一)会社の本店所在地と設立登記地
が一致している場合、(二)国内法が本店所在地や設立登記地以
外の基準、例えば、營業中心地などの基準を採用している場

合、さらに、(三)国内法が会社に対してなんらの国籍をも与
えない場合が考えられるが、著者によれば、ここで特に問
題となるのはコントロールまたは優越的利益の基準である。

歴史的にみて、コントロール説は平時における会社の国籍や
外交的保護と会社の敵性を混同するものである。したがって、
一部の実証的な研究にも拘らず、このコントロール説は、会
社の国籍と外交的保護に関する伝統的な国際慣行を変えるこ
とができない。この説が国際經濟活動の要請に適合するのみ
ならず、現実の經濟利益の保護を可能にするがゆえに正しい
とされるけれども、会社の国籍が株式の譲渡性のゆえにしば
しば変更し、国籍継統の観点からするならば、会社の名にお
いて提出される請求は大部分受理不可能となるので、著者に
よれば、この説が真に正しいとはみなされ得ない。

第三部においては、会社の外国構成員の利益が国際法にお
いて保護され得るか否か、そして、保護される場合どの程度
保護され得るかが検討される。先ず、第一章において、著者
は、多くの条約、とりわけ第二次大戦後の諸条約において、
被請求国に帰属する会社の外国構成員の間接利益の保護に関
する諸規定のあることを明らかにしている。この点、パルセ
ロナ・トラクション事件においても、第三国に帰属する会社

の外国株主（ベルギー国民）の間接利益が一般国際法において保護され得るか否かが争われたとき、スペイン政府は、先決的抗弁として、会社が被請求国に帰属し同会社が清算中ないしは事実上解散している必要があると主張したのに対し、ベルギー政府は、会社の国籍や請求国の国民の利益の重要性のいかんを問わず、会社の外国構成員の間接利益が国際法において保護され得るとして反論したけれども、被請求国の国籍を有する会社における外国構成員の間接利益が一般国際法において保護され得ることについては両当事国間になんらの争いもなかった。

この点、国際判例が、損害を受けた今社が清算中であるか事実上解散しているか、または請求国の国民による会社資本への実質的な参加がなければならぬか否かの要件について一様ではないけれども、被請求国に帰属する会社の外国構成員の間接利益についての一般国際法上の保護は認められている。さらに、アメリカ、イギリスおよびスイスなどの国家の実行においても、被請求国に帰属する会社の外国構成員の間接利益保護の原則は一致している。しかしながら、被請求国に帰属する会社が清算中であるか、または事実上解散しているかしなければならぬといった要件は、一般的に受け入れ

られているとはみされないのみならず、実質的又は過半数の利益も常に問題とされながら請求国の国民の一定の資本参加を明確にしている事例はみられない。

この点、著者によれば、学説は制限説とリベルな説に大別される。制限説は、会社が破産ないし清算、または事実上解散しているときにのみ、会社の外国構成員の利益が国際法において保護されることを認める。なぜなら、会社が消滅したとき、会社構成員の間接利益がその間接的性格を失い、直接利益に転化し、会社がもはや自らの利益を保護し得ず、その構成員とりわけ外国構成員が会社利益を代位するからである。しかし、著者によれば、会社が強制執行または清算手続の終了まで存続しており、会社が実質的に消滅するとは言いがたい。会社構成員の間接利益は法的にその間接的性格を失わないのみならず、破産ないし清算会社といえども、破産管財人または清算人といった特別機関が定款上の機関に代って行動し、自らの権利を主張することができる。また、会社が事実上解散しているときにのみ会社の外国構成員の間接利益が保護され得るとする説についても、事実上解散した会社といえども権利の所有者として存続し、自らの権利を保護する権限を与えられた機関が存続しており、事実上解散しているというこ

と自体が極めて不明確である。さらに、被請求国に帰属する会社における実質的な参加がなければならないという条件についても、それが法的に拘束力のあるものとはみなされていない。

国際慣行においても、被請求国に帰属する会社における外国資本は、その重要性のいかんを問わず、また会社が消滅していないときにおいても、一般的に保護されている。この点、英米法の判例のみならず大陸法においても、会社が提訴し得ないとき、または会社が提訴を為そうとしないときには、会社の各構成員が会社のために原告となつて訴を提起できる制度が認められていることから、著者は、国際司法裁判所規程第三八条一項の文明国が認めた法の一般原則を援用して、請求国の国民の参加の重要性がどのようなものであろうとも、また会社が事実上あるいは法律上解散しているか否かに拘らず、会社の外国構成員の間接利益が慣習国際法によつても保護され得る、としている。

第二章は、会社が被請求国ならびに請求国以外の第三国に帰属する場合における外国構成員の間接利益に関するものであるが、著者も指摘しているように、一九六二年、ベルギー政府がバルセロナ・トラクシオン事件を国際司法裁判所に提

訴するまで、学説上においても国際裁判所においてもこの問題には一般に関心が寄せられてきていない。この点、多くの条約において、会社が第三国に帰属するときにも、国家が自国民株主の名において介入するという原則が認められているように思われる。例えば、第二次大戦後の平和条約において、連合国民の財産、権利および利益に関する規定には、連合国に帰属する会社の請求権のみならず、旧敵国に帰属する会社における連合国民の間接利益ならびに旧敵国から損害を受けた中立国または連合国の会社における連合国民の間接利益も包摂されるとみなされた。もっとも、平和条約についても、対伊平和条約第七八条九項^aにおいては、この後者の間接利益の保護が会社自体の直接利益に比べて補充的であったり、また、他の条約においては、間接利益の保護が被請求国の会社の場合に限られており、著者によれば、ここで妥当な結論を導き出すことは不可能である。

バルセロナ・トラクシオン事件において、国際司法裁判所が一九六四年七月二四日の判決においてスペイン政府の第三の先決的抗弁を本案に併合したけれども、ウェリントン・クー(Wallington Koo)判事はスペイン政府の先決的抗弁を斥け会社構成員の間接利益の保護を認めており、他方、ブスタ

マンテ (Bustamante Rivero) 判事も、間接利益の保護が会社自体の権利の保護に比べて補充的のものであるとしても、カナダ政府がバルセロナ・トラクション会社の名においてスペイン政府に対して請求を提出することを最終的に断念したことを条件として、ベルギー政府の請求の受理可能性を認めている。

この点に関する国家の実行は、アメリカとイギリスでは対照的である。つまり、アメリカ政府の態度は、第三国に帰属する会社における自国民の間接利益の保護に好意的であるのに反して、イギリス政府の実行は、第三国の会社における間接利益については国際法上いかなる保護も与えられ得ないとして、明らかに否定的である。

この点学説もさまざまである。先ず、否定説によれば、会社が直接の権利所有者としてその本国の保護を受け、第三国に帰属する会社の外国構成員の間接利益の保護は認められない。したがって、会社本国が事実上なんらかの理由で介入することを拒むことがあるとしても、それは国家が国際法上自国民に外交的保護を与えるか否かを任意に決定し得ることの結果に過ぎない。反対に、肯定説によれば、会社の背後にある経済利益が着目され、会社の外国構成員の間接利益は、

国際法における会社と間接利益の保護 (川岸)

会社の国籍のいかに拘らず保護され得ることが認められる。第三の折衷説によれば、第三国に帰属する会社における外国構成員の間接利益の保護は、補充的つまり会社がその本国の介入を得ることができないとき、または本国政府の介入を望まないとき、さらには本国が最終的に請求権を断念するときに認められる。そのような場合として、著者によれば、特に会社の本国政府が会社における自国民の参加範囲に介入を限定したり、会社に自国民の実質的利益が存在しないという理由で国家が会社の保護を拒否した場合が挙げられる。この折衷説は、保護が会社に与えられないときに間接利益の保護を認める点において否定説に似通っている。しかし、否定説は直接利益の所有者である会社の保護が法的に不可能である場合、すなわち会社が被請求国に帰属している場合に限って間接利益の保護を認めるのに反して、折衷説は、直接利益の所有者としての会社の保護が事実上為されないときにおいても間接利益の保護を認めている。他方、この折衷説は、第三国に帰属する会社がその本国の保護を受け得るときにおいても間接利益の保護を認める肯定説とも似通っているけれども、間接利益に与えられる保護が直接利益の所有者としての会社の保護に比べて補充的である点において肯定説とは異なつて

いる。このようにして、学説のみならず国家の実行も、この点については一致しておらず、著者によれば、ここでも結論を出すことは不可能である。

バルセロナ・トラクシオン事件の口頭弁論において、スペイン政府の第三の先決的抗弁がかくも長い間当事国間で争われた所為は、このような学説ならびに国家の実行の不一致によるものである。つまり、ベルギー政府によれば、バルセロナ・トラクシオン会社の株主としての自国民の間接利益が、同会社に対するカナダ政府の外交的保護権とは無関係に国際法上保護され、このことは国際慣行、学説ならびに条約上も一致している。これに対して、スペイン政府は、間接利益の保護が被請求国の会社における間接利益に限定されるのみならず会社が請算中でなければならぬ、と主張した。さらに、ベルギー政府の代替的主張によれば、第三国に帰属する会社における外国構成員の間接利益は、会社本国が請求権を主張しないとき国際法上補充的に保護され得る。すなわち、バルセロナ・トラクシオン会社の本国であるカナダ政府が請求権を放棄したときにおいても、ベルギー国民の利益が国際法上保護されなければならない。しかし、これに対しても、スペイン政府は、そのような保護が補充的であるにしろ、その意

味において一般化された慣行がないと反論した。

第三章では、株主の資格から派生する権利が抵当や信託などによって異なった国籍の国民にまたがるとき、その権利所有者が国際請求の対象となり得るかといった問題が考察される。

株式が担保物権とされた場合、国家の加害行為が株主の利益配当請求権などの直接的権利に向けられたときには、国家は当然に国際責任を負わなければならない。ここで問題とされるのは株主の間接利益の侵害であるが、著者によれば、かかる間接利益を侵害された株主の質権者のために為される請求は受理され得ない。この点、バルセロナ・トラクシオン事件について言えば、会社の記名株式の一部が株主名簿上アメリカの会社に帰属していたが、ベルギー政府によれば、このアメリカ会社がベルギー会社の受託者として同株式を保有していたに過ぎず、ベルギー会社こそ株式の受益者としてバルセロナ・トラクシオン会社の真の株主であり、国際請求の対象となり得るのに対して、スペイン政府によれば、第三国の会社における外国構成員の利益が国際法上保護され得るか否かの問題は別として、株主資格は株主名簿に記載されているものにあり、ベルギー政府の請求が根拠のないものとなる。

この点に関しては、著者によれば、株主名簿に記載されたものの本国のみが権利を主張できるか、逆に株式の受益者としての所有者の本国のみが権利を主張できるか、あるいは両者が競合し少くとも後者が補充的な権利として存在するとするか、の三つの解決方法が考えられるが、条約はこの点一様でないがゆえに、そこから国際法上の一般原則を引き出すことは困難である。

国家の実行によれば、この点、相続とそれ以外の信託とが区別されている。とりわけ、相続についてみるならば、英米法においては大陸法と異なつて、遺言執行者が被相続財産の配分までその法的所有者であつて、相続人および受遺者はその受益者としての所有者に過ぎない。そして、遺言執行者と相続人および受遺者との間に形成される法律関係が国際法においてしばしば問題とされた。つまり、遺言執行者の国籍と相続人および受遺者の国籍とが異なるとき、国際法において請求権の所有者が遺言執行者の本国であるのかそれとも相続人および受遺者の本国であるかが問題とされた。著者によると、国際慣行は一般的に第二の解決方法、すなわち受益者としての所有者に好意的であり、この原則は一時的でかつ取消し得る性格を有するあらゆる信託関係についても妥当する。

国際法における会社と間接利益の保護（川岸）

ここで、再び、バルセロナ・トラクション事件に言及するならば、ベルギー政府は、国際慣行を援用し、国内法上信託の対象となつた株式の眞の所有者が受益者としてのベルギー会社（委託者）であつて法的所有者（受託者）ではない、と主張したのに対して、スペイン政府は、記名株式に関する限り、株主名簿に記載されている株主のみが国際法上の唯一の所有者であり、株主名簿に記載されている株主の本国政府のみが国際的に権利を主張することができる、と反論した。そして、さらに、国籍の実効性との関連において、ベルギー政府は、国家によつて個人または会社に与えられる国籍が実効性を有しない限り相手国に対して対抗し得ないように、本件においても株式の実効的な所有者、すなわち受益者としての所有者が国際法上株主資格を有するとみなされなければならない、と主張したのに対し、スペイン政府は、国籍の連関が国際法上対抗し得るためには実効性がなければならないとしても、それ以前に、国内法上の国籍の連関の存在が証明されなければならない、と反論した。この点、著者によれば、かりにベルギー政府の主張を認めるとしても、法的所有者も受益者としての所有者もそれだけでは国際請求を正当化するには不十分であり、法的所有者と受益者としての所有者とが国籍を異

にする場合、国際請求は受理不可能とされなければならない。第四章においては、国家が会社の権利を侵害した結果、会社の外国債権者が損害を受けたとき、国際法上、国家が責任を負わなければならないか否かの問題が検討される。条約、国家の発行および学説においても、無担保の債権は国際法上保護され得ないとされている。つまり、通常の債権の間接利益は、国内的に既得権とはみなされず、国際的にもそのような性格を認められていない。しかし、物的担保によって保証された債権については、著者によれば、最近の国家の発行では保護が認められている。

最後に、著者は、以上に述べたことを結論において次のように要約している。

先ず、会社の外交的保護については、英米法のパートナーシップを別として、大部分の人的会社と物的会社は、国際法の間接主体として外交的保護を与えられ、その場合、外交的保護に基づく国際請求権は会社の本国にある。そして、この会社の本籍は、原則として国籍が問題となる国家の国内法によって決定される。しかし、この国籍には国際法上要請される最小限の実効性がなければならない。そのためには、会社の国籍は、その本店所在地、営業中心地、コントロールま

たは設立登記の基準に基づいていなければならない。ただし、国籍の決定基準が設立登記である場合に限り、国籍の実効性からして、会社が被請求国の国民によって直接または間接にコントロール、すなわち統轄されていないことが必要である。なお、多国籍企業については、自然人の二重国籍に適用される諸原則が適用されなければならない。

会社における間接利益に関しては、被請求国の会社の外国構成員の間接利益は、国際法において保護されるけれども、会社が被請求国ならびに請求国に帰属していない場合、外国構成員の間接利益が国際法上保護され得るか否かについては速断できない。また、会社の外国債権者については、その本国が国際的に権利を主張できるためには、その債権が物的担保によって保証されていなければならない。

そして、最後に、著者は、会社の国籍に関する問題が国際法上の統一的な基準の採択によって解決されることが望ましいとしながらも、会社を通して為される外国投資に関する実定国際法上の保護が全体的にみて満足すべきものであると結論している。

以上において、簡略に過ぎる嫌いがあるにしても、本書の

大体の論旨は紹介し得たと思う。本書は、著者自身その結論において述べているように、会社および株主の外交的保護に関する国際慣行に基く実定国際法の研究である。著者はそのための豊富な資料と文献を詳細に分析しており、その結果得られた本書は実証的で優れた学問的業績と言わなければならない。たゞ、著者が本書において結論し得なかつた第三国の会社における外国構成員の間接利益の保護について付言するならば、著者がしばしば言及したバルセロナ、トラクシオン事件に関して、国際司法裁判所は、一九七〇年二月五日の最終判決において、外資系の会社に対する国際違法行為についても、会社の本国が一般国際法上国際請求を提出し得るとして、ベルギー政府の請求を棄却した。つまり、国家の実行によれば、自国の法令に基いて設立された会社に対して、国家は、自国領域に本店、事務所または統轄中心地が存在しなかつたり、あるいは自国民が実質的または過半数の株式を保有していないときには、外交的保護を与えないことがあるとしても、国際文書や慣行によって確認された伝統的な国際法規則によれば、会社の外交的保護権が会社の設立準拠法とその本店所在地の国家にあり、現行国際法上、株主の保護は国家間の条約または私的投資家と資本受入国との間の特別協定

国際法における会社と間接利益の保護（川岸）

によらざるを得ないとされた。

今日、人権の国際的保護ならびに投資の国際的保証制度において著しいものがあるけれども、外交的保護制度一般が否定されるわけではない。したがって、会社や株主の保護に関する研究がわが国においても益々進められることを期待する。